

議 事 録

会 議 名	平成25年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成25年3月26日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第2会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 副主幹：原田健伸 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第5 下限面積（別段の面積）について 日程 第6 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成25年第3回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、ありません。 全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、3番楠谷委員と4番石黒委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号9号を朗読) 申請農地は、位置図にありますとおり、岡田の農用区域にある現況畑の農地です。当案件は、譲渡人の親が亡くなって、かなりの年数が経っていたにもかかわらず登記の相続手続きから漏れていたため、ここでようやく相続登記が終了したのですが、皆、非農家のため、当農地の北側で稲作を行っている譲受人へ農業委員会であっせんを行い、話しがまとまったため、所有権を移転することになったものです。譲受人の耕作状況につきましては、現在は世帯で本人だけですが、農業に常時従事しており、トラクター、田植機、稲刈り機等の大型農機具を所有し、水稻のほか、根菜、葉菜類等の野菜を栽培し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約200mで、徒歩でも3分位のところにあります。また、当該申請農地を含め、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。むしろ、所有権移転をしない状態の方が周辺農地に影響があったようです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：3月22日に現地を見に行きました。現況は畑といっても石も落ちていて若干整備は必要だと思われます。譲受人は定年退職後、農業に専念される</p>		

ようになり、当該地の北側の田も昨年きれいに耕作されて、今年も既に田起こしが終わってました。まじめに農業をやっている方なので、問題はないと思われまます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号9号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号10号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)

当案件は1月に一度申請があり審議したのですが、その後すぐ取り下げの届出があったもので、ここで再度申請をするものです。

当該地は、位置図にありますとおり、田端二本松交差点の北東の角にあります。譲受人は飲食店関係の業者で、規模拡大のため新たな出店をするにあたり、周辺の工場の従業員や車による来客も多く見込まれ、幹線道路の交差点である当該地を店舗及びその駐車場に転用する許可申請であります。開発の許可申請も提出されているとのこと。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地から500メートル以内に2つの医療施設が存していることから第3種農地にあたり、隣接農地はなく影響はないと認められるため、問題はないと考えます。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：ただ今説明がありましたとおり、1月の定例総会で審議したものです。先日、再び現地を見てきましたが、問題はありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番：位置図を見て気になったのですが、1449-4の両脇の土地はなぜ含まれていないのでしょうか。

事務局：左側は歩道の部分で公有地であり、右側の切れ込んでいる部分は縦貫道の橋脚の土台の用地部分です。

会 長：よろしいでしょうか。他にありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号10号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号19号の1件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号20号から26号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号19～26号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

	<p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>次に、日程第5、下限面積（別段の面積）の設定について、議案番号11号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号11号を朗読)</p> <p>毎年のことですが、当案件につきましては、ここで年度が替わりますので、あらためてご審議をお願いするものです。参考資料として、2010農林業センサスから抜粋して作成しました10アールきざみの総農家数の表と隣接市の下限面積一覧表を添付しております。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号11号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案番号12号を上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号12号を朗読)</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの案件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、事務局で手続きを進めて下さい。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成25年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成25年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 楠 谷 稔 議事録署名人(4番) 石 黒 明

本議事録は、平成25年4月24日、承認・署名を得て確定しました。